

お客様各位

2025年11月19日

日東交通株式会社

一般乗合旅客自動車運送事業の 上限運賃変更認可申請について

日東交通（本社：千葉県木更津市、代表取締役社長：小宮一則）は、2025年11月17日、国土交通省関東運輸局長宛に「一般乗合旅客自動車運送事業の上限運賃変更認可申請」を行いましたので、下記の通りお知らせいたします。

1. 申請理由

弊社における一般乗合旅客自動車運送事業の運賃については、1997年4月に改定して以来、消費税の引き上げによるものを除いて約28年間、運賃の算定基準となる基準賃率の見直しをすることなく輸送サービスを提供してまいりました。

弊社では、東京湾アクアラインの開通に合わせた東京・神奈川と房総を結ぶ都市間高速バスの運行や時代に合わせた運行計画見直し、経営における効率化等を進めてまいりました。

しかしながら、少子高齢化や人口減少をはじめ、コロナ禍による移動ニーズの変化、燃料高騰や諸物価高騰、運転士・整備士をはじめとした運行に必要な要員の確保などバス事業を取り巻く環境は激化している处であります。かかる状況より、今後も継続した輸送サービスを提供するため、今般、上限運賃認可申請を行うものです。

何卒、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

2. 申請概要

(1) 申請日	2025年11月17日
(2) 改定予定日	2026年4月1日
(3) 対象路線	一般路線バス全線
(4) 上限運賃改定率	25.5%
(5) 実施運賃改定率	12.6%